

○輪島市医療従事者修学資金貸与条例施行規則

(平成 20 年 9 月 22 日規則第 25 号)

改正 平成 26 年 12 月 16 日規則第 37 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 49 号
令和 2 年 9 月 16 日規則第 23 号 令和 2 年 11 月 4 日規則第 26 号
令和 2 年 12 月 28 日規則第 34 号 令和 5 年 3 月 23 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市医療従事者修学資金貸与条例(平成 20 年輪島市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定による医療従事者修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与の申請をしようとする者は、輪島市医療従事者修学資金貸与申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、毎年 4 月 10 日から同月 30 日までの期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、提出期日を別に定めることができる。

- (1) 条例第 1 条に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)の長の推薦書
- (2) 養成施設又は当該養成施設に入学し、若しくは入所する直前に在学した学校の学業成績証明書

(貸与の決定)

第 3 条 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定により修学資金を貸与するかどうかを決定したときは、輪島市医療従事者修学資金貸与(不貸与)決定通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

(貸与契約の締結)

第 4 条 前条の規定による貸与の決定の通知を受けた者は、市長と修学資金の貸与に係る契約を締結するものとする。

(貸与の方法)

第5条 修学資金は、毎月、当該月分を貸与するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(異動の届出)

第6条 修学資金の貸与を受けている者(次条及び第8条において「修学生」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに輪島市医療従事者修学状況異動届(様式第3号)にその旨を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、第4号に掲げる場合にあっては、その相続人又は連帯保証人がこれを届け出るものとする。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 養成施設を転学し、退学し、又は卒業したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 養成施設を休学、留年又は停学その他の処分若しくは復学したとき。
- (7) 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和49年石川県条例第23号)第2条第4項の規定による地域医療支援看護師等修学資金の貸与を受けることになったとき。
- (8) その他修学資金の貸与に関して重大な変更が生じたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに輪島市医療従事者修学状況異動届(様式第3号)にその旨を証する書類を添えて

市長に届け出なければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合にあっては、その相続人又は連帯保証人がこれを届け出るものとする。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 死亡したとき。

(貸与の決定の取消しの通知)

第 7 条 条例第 9 条の規定による貸与の決定の取消しは、輪島市医療従事者修学資金貸与取消通知書(様式第 4 号)により修学生又は連帯保証人に通知するものとする。

(貸与停止の通知)

第 8 条 条例第 10 条第 1 項又は同条第 3 項の規定による貸与の停止は、輪島市医療従事者修学資金貸与停止通知書(様式第 5 号)により修学生に通知するものとする。

- 2 市長は、条例第 10 条第 1 項又は同条第 3 項の規定により修学資金の貸与を停止された修学生が、同条第 1 項又は同条第 3 項の規定に該当しなくなったときは、修学資金の貸与の停止を取り消し、輪島市医療従事者修学資金貸与再開通知書(様式第 6 号)により通知するものとする。

(返還の方法)

第 9 条 条例第 11 条の規定により修学資金を返還する者は、直ちに輪島市医療従事者修学資金返還届出書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 修学資金の返還は、返還すべき理由が生じた日から当該返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与を受けた期間(条例第 10 条第 2

項の規定により修学資金の貸与が休止された期間を除く。)に相当する期間(条例第 12 条の規定により修学資金の返還債務の履行を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算するものとする。)を経過する日の属する月の末日までに、月賦均等払の方法によりしなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の猶予の申請等)

第 10 条 条例第 12 条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、輪島市医療従事者修学資金返還猶予申請書(様式第 8 号)に当該返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、輪島市医療従事者修学資金返還猶予決定通知書(様式第 9 号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除の申請等)

第 11 条 条例第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、輪島市医療従事者修学資金返還債務免除申請書(様式第 10 号)に当該返還債務の免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、返還債務の全部又は一部を免除するかどうかを決定し、輪島市医療従事者修学資金返還免除決定通知書(様式第 11 号)により当該申請者に通知するものとする。

(遅延利息)

第 12 条 条例第 14 条の規定により徴収する遅延利息は、返還期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、延滞金額につき年 14.6 パーセント(当該返還すべ

き日の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3パーセント)の割合で計算した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項の規定による遅延利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(遅延利息の割合の特例)

- 2 当分の間、第12条に規定する遅延利息の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日規則第 37 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の輪島市医療従事者修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受けた修学資金について適用し、同日前に貸与の決定を受けた修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 49 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 16 日規則第 23 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の輪島市医療従事者修学資金貸与条例施行規則附則第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する遅延利息について適用し、同日前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 11 月 4 日規則第 26 号)

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 28 日規則第 34 号)

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日規則第 11 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

輪島市医療従事者修学資金貸与申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

輪島市医療従事者修学資金貸与(不貸与)決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

輪島市医療従事者修学状況異動届

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

輪島市医療従事者修学資金貸与取消通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

輪島市医療従事者修学資金貸与停止通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

輪島市医療従事者修学資金貸与再開通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

輪島市医療従事者修学資金返還届出書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

輪島市医療従事者修学資金返還猶予申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

輪島市医療従事者修学資金返還猶予決定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

輪島市医療従事者修学資金返還債務免除申請書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

輪島市医療従事者修学資金返還免除決定通知書

[別紙参照]